

# 兵庫県立西宮高等学校同窓会会則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は兵庫県立西宮高等学校同窓会と称し、本部（事務局）を母校内に置く。
- 第 2 条 本会の母校とは次の学校をいう。
1. 西宮町立商業補修学校
  2. 西宮町立商業実修学校
  3. 西宮市立商業実修学校
  4. 西宮市立西宮商業実修学校
  5. 西宮市立商業学校
  6. 西宮市立工業学校
  7. 西宮市立山手高等学校
  8. 西宮市立山手高等学校併設中学校
  9. 兵庫県立西宮高等学校
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦を厚くし、共助を図り、あわせて母校との連絡を密にして母校を助成することを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。
1. 同窓会名簿の発行
  2. 会誌の発行（ホームページの運営）
  3. 会員の会合
  4. 母校の後援
  5. その他本会の目的を達するのに必要な事業。

## 第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会は次の会員で組織する。
1. 正会員 (ア) 母校卒業生  
(イ) 母校に在籍した者でクラス幹事 2 名以上の推薦があり、第 13 条の会費を納入し、総会で承認した者。
  2. 特別会員 (ア) 母校の現本務教職員  
(イ) 常任理事会の承認した旧教職員

## 第 3 章 役 員 及 び 委 員

- 第 6 条 本会に次の役員及び委員を置く。
1. 名誉会長 母校校長を推戴
  2. 会 長（1名） 正会員より常任理事会が推薦し、総会で決定する。
  3. 副 会 長（3名） 正会員より会長が推薦し、常任理事会で承認する。
  4. 常任理事（若干名） (ア) 理事より会長が委嘱し、総会で承認する。  
(イ) 母校在籍の正会員・特別会員より会長が委嘱し総会で承認する。  
(校内理事と称し、このうち 1 名が事務局長を担当する。)
  5. 理 事 各回生より原則 3 名を互選する。
  6. クラス幹事 各回生の卒業年次のクラス単位で 1 名を互選する。
  7. 会計監査（1名） 正会員より会長が委嘱し、総会で承認する。
  8. 顧 問（若干名） 本会に特別に功労があった正会員で理事の推薦によって総会の承認を得た者。
  9. 委 員（若干名） 正会員より会長が委嘱し、常任理事会で承認する。
- 第 7 条 役員及び委員の職務は次の通りである。
1. 名誉会長は会務一切に亘り会長の諮問に応じる。
  2. 会長は本会を代表し、会務一切を統率する。
  3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
  4. 常任理事は常任理事会（事務局）を組織し、会長の委嘱を受け、庶務・会計を行う。
  5. 理事は総会を組織し、各クラス幹事と連携し、回生代表として会務一切の連絡に当たるとともに、会長の諮問に応じて重要会務の審議・執行に当たる。
  6. クラス幹事は総会の決定に協力し、各回生正会員に対して連絡するとともに、各クラスの会員の動静を事務局に連絡する。また、各クラス・同回生の親睦を図る。
  7. 会計監査は毎年 1 回以上本会の会計を監査する。
  8. 顧問は会長及び常任理事会の諮問に応じ、総会・常任理事会にて意見を述べることができる。
  9. 委員は各種委員会を組織し委員会務の審議・執行に当たる。

第 8 条 役員の任期は4年とする。ただし再選を妨げない。また、クラス幹事・理事が交代する場合は速やかに事務局に連絡する。

#### 第 4 章 総会・常任理事会及び委員会

第 9 条 総会はすべての理事をもって構成する。

第 10 条 総会及び常任理事会は、会長が招集する。会長は、毎年1回、定時総会を招集しなければならない。また、会長は、必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。総会は、会長から当該年度の収支決算及びその他の報告を受けるとともに、会則の変更その他重要な会務の議決をする。総会及び常任理事会における議決は、全て出席者の多数決による。

第 11 条 会長は、常任理事会の承認を得て各種委員会を設置することができる。委員会運営規定は別途定める。また、会長は、緊急事項の対応のため会長・副会長・事務局長による三役会議を開催することができる。三役会議の結果は後日常任理事会の承認を得て、総会に報告しなければならない。

#### 第 5 章 会 計

第 12 条 本会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 13 条 正会員は、終身会費として金 6,000 円を納付するものとする。正会員になり、一旦納付された会費は理由の如何にかかわらず、返還しない。

第 14 条 本会の会費は毎年その一部を基本財産として蓄積し、その残額および利息収入をもって会務の支弁を行うものとする。管理規則は別に定める。

第 15 条 本会の資産は総会にて承認した銀行に会長の名義で保管するものとする。

#### 第 6 章 補 則

第 16 条 本会役員及び委員はすべて無給名誉職とする。ただし場合により常任理事会の決議により会長の承認を得て、相当の報酬を支給することがある。

第 17 条 会員でその住所および一身上に異動が生じた時は、直ちに母校内の本部宛にその旨を通知すべきものとする。

第 18 条 本会は音華会（音楽科同窓会）、部活動 OBOG 会及び各回生グループ等と共働して目的達成を図らなければならない。

第 19 条 別途定める支部規定により、支部を設立することができる。

(平成 29 年 5 月 20 日改正)